（別段の申出をしない認定こども園等の設置者に係る特定教育・保育施設の利用定員等）

第五条　市町村長は、法附則第七条ただし書の規定による別段の申出をしない認定こども園、幼稚園又は保育所（第三項及び次条において「みなし認定こども園等」という。）の設置者に係る特定教育・保育施設の利用定員を定めるものとする。

2　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

3　前項の規定による協議は、第二十七条各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び過去三年間におけるみなし認定こども園等の利用人数を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

第六条　みなし認定こども園等は、施行日までの間に、第二十六条各号（第三号及び第七号を除く。）に掲げる事項及び過去三年間におけるみなし認定こども園等の利用人数を記載した書類を、当該みなし認定こども園等の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項を記載した書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

（別段の申出をしない市町村に係る特定地域型保育事業の利用定員）

第七条　附則第五条第一項の規定は、法附則第八条ただし書の規定による別段の申出をしない市町村について、準用する。

（教育・保育施設の設置者に関する経過措置）

第八条　令附則第七条第一項第一号に掲げる幼稚園又は保育所は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一　令附則第七条第一項第一号の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項の認定を辞退した認定こども園の所在する区域と同一の区域内にあること。

二　当該認定こども園の数と設置する幼稚園の数又は設置する保育所の数が同一の数以下であること。

第九条　当分の間、法第二十七条第一項の確認があった教育・保育施設の設置者（法人以外の者に限る。）に対する第三十条第二項の規定の適用については、同項中「設置者の役員又は」とあるのは、「管理者の変更又は当該特定教育・保育施設の設置者の役員若しくは」とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第四十七条、第四十九条関係）

一　施設又は事業所（以下この表及び次表において「施設等」という。）を運営する法人に関する事項

イ　法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　法人の代表者の氏名及び職名

ハ　法人の設立年月日

ニ　法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業

ホ　その他都道府県知事が必要と認める事項

二　当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ　教育・保育施設又は地域型保育事業の種類

ロ　施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

ハ　事業所番号

ニ　施設等の管理者の氏名及び職名

ホ　認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日

ヘ　当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日

ト　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）

チ　その他都道府県知事が必要と認める事項

三　施設等において教育・保育に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項

イ　職種別の従業者の数

ロ　従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等

ハ　従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等

ニ　従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況

ホ　その他都道府県知事が必要と認める事項

四　教育・保育等の内容に関する事項

イ　施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針

ロ　当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）

ハ　当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。）

ニ　施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項

ホ　利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況

ヘ　当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

ト　施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等

チ　その他都道府県知事が必要と認める事項

五　当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項

六　その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第二（第四十七条、第四十九条関係）

第一　教育・保育の内容に関する事項

一　教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置

イ　教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

ロ　利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況

二　相談、苦情等の対応のための取組の状況

第二　教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項

一　安全管理及び衛生管理のために講じている措置

二　情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況

三　教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

第三　都道府県知事が必要と認める事項